

# 第 2 0 4 回 三重県都市計画審議会

## 議 事 録

令和 7 年 1 0 月 3 0 日



## 第204回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和7年10月30日(木)

2. 開会時間 15時00分

3. 閉会時間 15時50分

4. 開催場所 三重県庁講堂

5. 提出議案

第1840号議案 津都市計画道路の変更

第1841号議案 三重県都市計画基本方針の内容について

6. 出席委員の議席番号及び氏名

|       |        |                |     |        |
|-------|--------|----------------|-----|--------|
| 1番委員  | 村田 美希  | 追手門学院大学准教授     |     |        |
| 2番委員  | 浅野 純一郎 | 豊橋技術科学大学教授     |     |        |
| 3番委員  | 中平 恭之  | 近畿大学工業高等専門学校教授 |     |        |
| 4番委員  | 浦山 真美  | 三重県建築士会        |     |        |
| 5番委員  | 野呂 政夫  | 三重県農業会議会長      |     |        |
| 7番委員  | 浅沼 小百合 | 三重県宅地建物取引業協会   |     |        |
| 9番委員  | 石田 耕三  | 東海財務局津財務事務所長   | (代理 | 矢田 善光) |
| 10番委員 | 森本 輝   | 中部地方整備局長       | (代理 | 大吉 雄人) |
| 11番委員 | 秋葉 一彦  | 東海農政局長         | (代理 | 藤川 和久) |
| 12番委員 | 寺村 英信  | 中部経済産業局長       | (代理 | 北野 昌美) |
| 13番委員 | 中村 広樹  | 中部運輸局長         | (代理 | 小中 太)  |
| 14番委員 | 敦澤 洋司  | 三重県警察本部長       | (代理 | 森阪 剛士) |
| 15番委員 | 北川 裕之  | 三重県市長会副会長      |     |        |
| 17番委員 | 吉田 紋華  | 三重県議会議員        |     |        |
| 18番委員 | 川口 円   | 三重県議会議員        |     |        |
| 19番委員 | 廣 耕太郎  | 三重県議会議員        |     |        |
| 20番委員 | 東 豊    | 三重県議会議員        |     |        |
| 21番委員 | 今井 智広  | 三重県議会議員        |     |        |
| 22番委員 | 中嶋 年規  | 三重県議会議員        |     |        |
| 23番委員 | 富田 真由美 | 三重県市議会議長会会長    |     |        |
| 24番委員 | 入江 康仁  | 三重県町村議会議長会会長   |     |        |

## 第204回三重県都市計画審議会

### 1 開会

○司会：都市政策担当 片田次長

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただ今から第204回三重県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当いたします、県土整備部 都市政策担当次長の 片田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 片田次長

開会にあたり、県土整備部理事の上村から、ご挨拶申し上げます。

○県土整備部 上村理事

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました県土整備部理事の上村でございます。第204回都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より、三重県における都市政策行政の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今回の審議会から新たに委員をお引き受けいただきました皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

本県では、人口減少が進む中であっても、持続的な都市経営を実現するため、「コンパクトなまちづくり」を推進しております。

併せて、近年の豪雨災害の激甚化や、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震などを踏まえ、改めて「災害に強いまちづくり」の重要性を強く認識しているところです。

さらに、こうした災害リスクの高まりを受け、発災後の迅速な復興を見据え、平時から将来のまちの姿を考える「事前復興まちづくり」の取組を進めております。

今後とも、市町と連携しながら、県民の皆さんが「住み続けたい」と思える、持続可能な安全で快適なまちづくりを推進していきたいと考えております。

本日ご審議いただきますのは、津都市計画道路の変更に関する議案、そして審

議会にご審議をお願いするため、諮問いたします「三重県都市計画基本方針の内容について」の2議案となっております。

議案の内容につきましては、後ほど、事務局から詳細に説明いたしますので、さまざまな視点からのご意見、ご提言を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

#### <資料確認>

○司会：都市政策担当 片田次長

さて、本日ご審議いただきます議案は、2議案でございます。

まず、本日の資料について、確認させていただきます。

本日の配付資料としましては、事項書、三重県都市計画審議会委員・幹事名簿、三重県都市計画審議会条例、三重県都市計画審議会運営要綱、第203回三重県都市計画審議会議案の議案の手続状況、第205回三重県都市計画審議会の予定議案概要を一体としたものが1部と、本日の議案の説明の際に説明しますパワーポイント等の内容を別冊としたものが1部でございます。

また、議案書につきましては、事前に配付させていただいております。資料の不足等がございましたら、挙手にてお知らせいただければと存じます。議案書については、事前に配付させていただいておりますが、もし、お持ちにならない方がみえましたら、挙手にてお知らせいただければと存じます。

※ 特段の声なし

### 3 委員紹介

○司会：都市政策担当 片田次長

本日は、浅沼委員、富田委員にオンラインでご出席いただいております。両委員におかれましては、ご発言の際はミュートを解除のうえ、ご発言くださいますようお願いいたします。

次に、今回の審議会から、新しく就任いただきました委員の方々を紹介させていただきます。

1番委員、追手門学院大学准教授 村田美希様でございます。

9番委員、東海財務局津財務事務所長 石田耕三様でございます。本日は、代理で管財課長 矢田善光様にご出席いただいております。

10番委員、中部地方整備局長 森本輝様でございます。本日は、代理で三重河川国道事務所長 大吉雄人様にご出席いただいております。

14番委員、三重県警察本部長 敦澤洋司様でございます。本日は、代理で交通部参事官交通規制課長 森阪剛士様にご出席いただいております。

18番委員、三重県議会議員 川口円様でございます。

19番委員、三重県議会議員 廣耕太郎様でございます。

20番委員、三重県議会議員 東豊様でございます。

21番委員、三重県議会議員 今井智広様でございます。

23番委員、三重県市議会議長会会長 富田真由美様でございます。オンラインでのご出席でございます。

24番委員、三重県町村議会議長会会長 入江康仁様でございます。

新しく就任された委員の方々の紹介は、以上でございます。

#### 4 議事前手続き

##### <議長選出>

○司会：都市政策担当 片田次長

さて、前回までの都市計画審議会では、豊橋技術科学大学教授の浅野様に会長をお務めていただいております。浅野様におかれましては、今年7月末をもって一旦委員の任期が満了しましたが、引き続き8月からも委員をお引き受けいただいております。

つきましては、ご異議なければ、三重県都市計画審議会運営要綱第3条第1項に基づき、委員の任期である令和9年7月まで、引き続き浅野様に会長をお務めいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

##### ※ 異議なしの声

特に異議がないようですので、今回の任期におきましても、浅野様に会長をお願いすることといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

浅野会長におかれましては、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により議長をお務めいただくこととなりますので、議長席へご移動の上、ここからの議事進行をお願いいたします。

##### ※ 浅野会長、議長席に移動

##### <議事録署名者の指名>

○議長：浅野会長

引き続き、会長を務めることとなりました浅野でございます。よろしくお願いいたします。

します。それでは、ただいまから、第204回三重県都市計画審議会の議事に入ります。会議の議長を務めさせていただきますので、今後の議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、本審議会の議事録の署名者2名の方を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条第1項の規定により、議長から指名させていただきます。

第3番委員中平委員、第4番委員浦山委員のお二人に署名委員をお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長：浅野会長

次に、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いします。

○事務局：都市政策課 安野班長

県土整備部都市政策課都市計画班班長の安野と申します。よろしくお願いいたします。

報告いたします。委員総数24名中、オンライン参加の方及び委任状の提出がありました6名の代理出席を含めまして、21名の方々にご出席いただいております。以上です。

○議長：浅野会長

ただいま報告のありましたとおり、出席されております委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：浅野会長

議案の審議に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 異議なしの声

異議がないようですので、公開することを決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：浅野会長

次に、本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

○事務局：都市政策課 安野班長

報告いたします。一般傍聴者の方及び報道機関の方の来場はございませんでした。以上です。

○議長：浅野会長

本日は、傍聴人はみえないようなので、議事を続けたいと思います。

## 5 第203回都市計画審議会に関する報告

○議長：浅野会長

次に、前回の第203回都市計画審議会の手続状況に関する報告を事務局から願います。

○事務局：都市政策課 安野班長

事務局から、前回の手続状況につきまして、ご説明いたします。

前回開催の審議会で可決されました議案に関する手続きの状況については、今回の審議会で報告させていただくこととしております。

それでは、お手元の資料9ページ「第203回三重県都市計画審議会議案の手続状況」をご覧ください。

令和7年3月27日に開催いたしました第203回三重県都市計画審議会においては、1件ご審議いただきました。

第1830号議案「四日市都市計画道路の変更」につきましては、都市計画道路北勢バイパスの一部構造形式の変更及び設計の見直し等に伴う区域の変更を行うものであることをご確認いただきました。本件は、令和7年4月15日に告示されております。以上でございます。

○議長：浅野会長

以上の報告について、ご質問等はございませんか。

○委員：今井委員

議案番号が第1830号議案とあったが、第1839号でよいか。

○事務局：都市政策課 安野班長  
第1839号議案でございます。

○委員：今井委員  
はい、わかりました。

○議長：浅野会長  
第1839号議案ということでございます。その他いかがでしょうか。

※ 意見・質問なし

## 6 議事

(1) 第1840号議案「津都市計画道路の変更」

○議長：浅野会長

次に、議案の審議に入ります。

本日、ご審議いただきます議案は、三重県知事から付議及び諮問がありました  
2議案でございます。

初めに、第1840号議案「津都市計画道路の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田課長

都市政策課長の岡田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1840号議案につきまして、ご説明いたします。

ご審議いただきますのは、「津都市計画道路の変更」についてです。

今回、変更する路線は、津海岸御殿場線と河芸町島崎町線の2路線となります。  
これら路線は、今後県道として事業を進めていく予定であるため、都市計画法の  
規定により、県の都市計画審議会に付議するものです。

それでは、スクリーンを使ってご説明しますので、前方をご覧ください。

最初に、当路線の概要です。まず、当路線の位置関係についてですが、図の方  
角は、上側が北で、中央より右側が伊勢湾、左側が陸地となっています。

図の中央には、津駅、近鉄江戸橋駅、三重大学等が立地しており、国道23号  
が南北に走っています。

また、二級河川志登茂川より南方向には、国道23号のバイパスとして都市計  
画道路下部田垂水線が国道23号の海側を併走しています。

今回都市計画変更を行う津海岸御殿場線は、昭和58年に都市計画決定し、都  
市計画道路下部田垂水線との交差点を起点として、二級河川志登茂川の右岸側

を海側に向かい、国道２３号と並行に海側を南方向に走り、津市藤方を終点とする、延長約６，０２０メートルの都市計画道路です。

また、河芸町島崎町線は、昭和４８年に都市計画決定し、津市河芸町東千里を起点とし、国道２３号と並行に海側を走り、終点の津市島崎町で津海岸御殿場線に接続する、延長約９，３２０メートルの道路です。

両路線とも国道２３号のバイパスとしてネットワークを形成するものです。

次に、当路線と並行して走っております、国道２３号の交通状況について、説明します。

国道２３号のバイパスとして、中勢バイパスが、令和５年１１月に全線暫定２車線で開通しましたが、国道２３号現道の三重大学周辺では、上下線とも依然として渋滞が発生しており、特に朝のピーク時間帯の渋滞が顕著な状況です。

具体的な状況を示す、３つの写真をご覧ください。

１番の写真は、栗真中山町交差点を松阪方面に見た写真です。大学病院前交差点に向け、下り方向に渋滞が発生しています。

２番の写真は、上浜町三交差点を四日市方面に見た写真で、３番の写真は、同じ交差点から松阪方面に見た写真です。

上り方向も同様に大学病院前交差点まで渋滞が発生しています。

これらの状況からも、国道２３号の渋滞緩和のために、当路線の早期整備が強く求められているところです。

次に、当路線の整備状況について、ご説明します。

先ほど説明しました、国道２３号の三重大学周辺の渋滞を緩和するため、津海岸御殿場線及び河芸町島崎町線のうち、延長約４．３キロメートル区間を、事業区間と位置づけ、順次整備を進めています。

さらに、そのうち、津海岸御殿場線の延長約１８０メートル区間と、河芸町島崎町線の延長約６８０メートル区間については、今後、地域の方々に事業の実施に向けた説明をしていく段階となったことから、詳細な測量及び設計を行ったところ、交差点の形状や法面、擁壁等を含めた区域の変更、橋梁前後の土地利用状況を踏まえた道路線形の変更が必要となったため、着実かつ効率的に事業を進めるために、都市計画道路区域の変更を行うものです。

次に、航空写真で位置関係をお示しします。

これは、変更区間付近を北西方向に撮影した航空写真です。

赤色点線が今回変更する区間で、令和６年度に事業化している津海岸御殿場線の緑色点線区間と一体的に整備されることで、都市計画道路下部田垂水線へのアクセスルートが形成されます。

これは、変更区間付近の完成時のイメージパースです。

河芸町島崎町線の橋梁や津海岸御殿場線との接続部もイメージいただけるか

と思います。

次に、今回変更路線の上位関連計画における位置づけについて、説明します。

県のマスタープランでは、区域内の広域拠点や地域拠点、自然交流拠点や自然・文化交流拠点、レクリエーション等交流拠点を相互に連携する幹線道路に位置付けています。

また、津市の都市マスタープランでは、域内移動の円滑化や、地域間の交流及び連携の強化を図る道路に位置付けられています。

このように、都市の骨格を形成するうえで、重要な路線として位置づけられています。

次に、当路線の整備効果について、説明します。

当路線の事業区間約4.3キロメートルが整備され、都市計画道路下部田垂水線や都市計画道路栗真海浜線に接続することにより、国道23号の渋滞区間を迂回するネットワークが形成され、約8千台の交通が転換される見込みです。

このことにより、国道23号の交通量が減少するため、三重大学周辺の渋滞が緩和される見込みです。

また、津市において整備が進められている都市計画道路津駅前線とも一体的に整備することで、中心市街地を通らずに津駅へのアクセスが可能となります。

それでは、今回の変更概要について、説明いたします。

津海岸御殿場線の主な変更箇所は、「区域の変更」、また、河芸町島崎町線の主な変更箇所は、「区域の変更」と「線形の変更」です。

これは、主な変更箇所の位置を示したものです。図面は右側が北、左側が南となります。前のスライドでお示した主な変更箇所の位置は、この図面に示したとおりです。

それでは、変更内容の詳細について、順にご説明します。

まず、津海岸御殿場線の区域を変更する箇所についてです。

紫色点線で囲った箇所は、道路の計画高と現地盤との高低差により生じる法面や擁壁等の区域が明確になったため、それらを含めた区域に変更しました。

また、緑色点線で囲った箇所は、測量に基づく詳細設計を実施したことにより交差点形状が変更となりました。

次のスライドでは、図面中央の断面図により説明します。

これは、変更箇所の道路断面です。

変更前は、本線部の幅員分の区域のみを決定していましたが、現地測量に基づく詳細設計を実施したことにより、道路の計画高と現地盤との高低差により生じる法面や擁壁等の区域が明確になったため、それらを含めた区域に変更しています。

次に、河芸町島崎町線の区域を変更する箇所についてです。

こちら、先ほど説明しました津海岸御殿場線と同様に、紫色点線で囲った箇所は、擁壁や排水側溝等を含めた区域に変更し、緑色点線で囲った箇所は、交差点形状を変更したことにより区域を変更しました。

次のスライドでは、図面中央下の断面図により説明します。

これは、変更箇所の道路断面でございます。

変更前は、本線部の幅員分の区域のみを決定していましたが、道路の計画高と現地盤との高低差により生じる擁壁や排水側溝等の区域が明確になったため、それらを含めた区域に変更しました。

こちらは、先ほど説明しました変更箇所の志登茂川を渡った左岸側の変更箇所になります。

こちら、先ほど説明しました内容と同様に、紫色点線で囲った箇所は、法面や擁壁等を含めた区域に変更し、緑色点線で囲った箇所は、交差点形状を変更したことにより区域を変更しています。

次のスライドでは、図面中央の断面図により説明します。

これは、変更箇所の道路断面でございます。

変更前は、本線部の幅員分の区域のみを決定していましたが、道路の計画高と現地盤との高低差により生じる法面や擁壁等の区域が明確になったため、それらを含めた区域に変更しています。

次に、河芸町島崎町線の線形を変更する箇所について、説明します。

まず、黄色が変更前の道路線形です。

志登茂川を渡る橋梁の前後には、都市計画決定した道路区域に近接して太陽光パネルが設置されています。

今回、詳細な測量や設計を行い、橋による河川堤防への影響を考慮した橋台の位置に見直し、橋梁前後の取付角度の調整を行うとともに、道路擁壁や排水側溝などの道路構造物を含めた区域に変更しています。

これらの施設が、周辺の太陽光パネルに影響しないよう配慮しています。

その結果、変更前の都市計画の線形よりも海側に最大で約3メートルシフトするため、それにあわせて線形の変更を行いました。

次のスライドでは、図面左の断面図により説明します。

これは、変更前の道路断面です。

先ほどもご説明しましたが、橋梁前後の取付角度や橋台位置の調整を行うとともに、道路擁壁や排水側溝などの道路構造物を含めた区域に変更しており、それらの施設が、太陽光パネルに影響しないようにしています。その結果、変更後は線形を海側にシフトしています。

次に、都市計画決定手続きの経過について、説明します。

令和7年5月から6月に河芸町島崎町線建設促進協議会において、全体事業

の進捗状況とともに、都市計画変更が必要であることを説明し、反対意見等はありませんでした。

令和7年5月に、関係する2つの連合自治会の自治会長へ説明を行い、住民へ回覧し、反対意見等はありませんでした。

次に、都市計画法に基づく変更案については、令和7年9月2日から同月16日まで、県及び津市で縦覧を行いました。

結果は、縦覧者は0名で、意見書の提出はありませんでした。

また、関係市である津市から意見聴取を行った結果、当該都市計画の変更案については、異存はないとの回答をいただいております。

あわせて、「事業実施にあたり今後は地元関係者との合意形成に慎重に努めていただきたい。」との附帯意見をいただいております。

この意見への対応については、事業実施にあたりましては、地元関係者の皆様に丁寧に説明し、合意形成に努めていくこととしています。

以上で、第1840号議案の津都市計画道路の変更について、スクリーンを用いた説明を終わらせていただきますが、引き続きお手元の議案書につきまして、説明いたしますので、議案書をご覧ください。

まず、ページ番号「1840の1」は、津都市計画道路の変更の計画書になります。

次に、「1840の2」は、新旧対照表になります。今回の変更は、津海岸御殿場線及び河芸町島崎町線の区域及び線形の変更のため、計画書の記載内容に変更はございません。

次に、「1840の3」は、変更理由書になります。

次に、「1840の4」は位置図、「1840の5」は津海岸御殿場線の計画図、「1840の6」は河芸町島崎町線の計画図、「1840の7」は津海岸御殿場線の標準断面図、「1840の8」は河芸町島崎町線の標準断面図を示しております。第1840号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長：浅野会長

議案の説明は以上でございますが、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

オンラインで参加の浅沼委員、富田委員はいかがでしょう。

※ 意見・質問なし

○議長：浅野会長

では、私から１点だけ確認なんですけど、ご説明の標準断面図の説明でスライド１１・１２ページの津海岸御殿場線の区域の変更のところですが、ソーラーパネルのある方向は影響がないように海側に振りましたという話があったのですが、スライド１１の左側サイドはすでに宅地開発か何かがされていて、すでに道路が回っているようですが、下の区画道路がですね、そちらの方に若干変更後はみ出すことによって、その道路が狭くなるなどの影響はないということでしょうか。その点だけ確認させていただければと思います。

○事務局：都市政策課 鈴木主幹兼係長

事務局の方からご回答させていただきます。先ほどの質問に関しては、区画道路への影響はございませんでした。以上です。

○議長：浅野会長

はい、わかりました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご意見ございませんようですので、原案が適切であるしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

#### ※ 異議なしの声

それでは、第１８４０号議案「津都市計画道路の変更」については、原案が適切であると判断し、三重県知事に原案どおり答申いたします。

#### (２) 第１８４１号議案「三重県都市計画基本方針の内容について」

○議長：浅野会長

次に、第１８４１号議案「三重県都市計画基本方針の内容について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田課長

それでは、１８４１号議案「三重県都市計画基本方針の内容について」、説明させていただきます。

議案第１８４１号「三重県都市計画基本方針の内容について」ご説明します。

まず、お手元の議案書の最後のページをご覧ください。

こちらは、９月２４日付けの三重県知事からの諮問書の写しでございます。詳細については、参考資料を用いて説明いたします。

まず最初にこちらの諮問の要旨を読み上げさせていただきます。

三重県では、20の都市計画区域において、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」以下、「都市計画区域マスタープラン」というを策定していますが、令和2年を基準年、令和12年を目標年次としていることから、令和12年を目途に改定を行う必要があります。

「三重県都市計画基本方針」以下、「基本方針」というは、都市計画区域マスタープランの策定に際して拠って立つべき基本的な考え方を整理するものとして、現行都市計画区域マスタープランの検証などから明らかとなった課題を踏まえたうえで、三重県の県土全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示すものです。

都市計画区域マスタープランの改定に向け、基本方針を策定することとしており、その内容について専門的見地から調査審議いただくため、お諮りするものです。

今回、この知事からの諮問書を受けて、都市計画審議会では、三重県都市計画基本方針の内容について調査審議いただきます。

これから、都市計画基本方針の概要や改定のスケジュールについて説明させていただきますが、その前に、都市計画基本方針並びに都市計画区域マスタープランの対象となる県内の都市計画区域について説明させていただきます。

先に読み上げました諮問書の内容の通り三重県においては、現在20の都市計画区域がございます。

それぞれ、市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分を有する線引き都市計画区域、区域区分のない非線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域においても、用途地域の指定を行っているもの、行っていないものなど様々ですが、三重県においては生活上の結びつきが強い隣接する都市計画区域を一括りにして、県内を5つの圏域に分け、それぞれの圏域で独自の都市計画の目標を設定し、その目標の実現に向けたまちづくりを行っています。

次に三重県の都市計画に関する各種計画について説明をさせていただきます。

三重県では、都市計画に関する計画が3つございます。

1つ目が「三重県都市計画基本方針」、2つ目が「圏域マスタープラン」、3つ目が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、通称「都市計画区域マスタープラン」です。これら3つをまとめて「三重県都市マスタープラン」と呼んでいます。それでは、この3つの計画それぞれについて簡単に説明をさせていただきます。

まず、三重県都市計画基本方針でございますが、これは三重県全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示すために、都市計画区域マスタープランの策定に先立ち、三重県独自で策定している任意の計画になります。この度、先に読み上げました諮問書に基づき、その内容について調査審議

いただくのが、この三重県都市計画基本方針になります。現行の都市計画基本方針は、平成29年3月に策定したものであり、この度、後ほど説明する都市計画区域マスタープランの改定に先立ち改定を行うものです。

次に圏域マスタープランについてです。

先にご説明した都市計画基本方針において、生活上の結びつきが強い隣接する都市計画区域を一括りにして、県内を5つに分けた圏域を設定しています。その5圏域ごとに概ね20年後の都市計画の目標について定めたものが「圏域マスタープラン」です。この圏域マスタープランは、任意の計画であり、現行の圏域マスタープランは平成30年3月に策定を行いました。

最後に都市計画区域マスタープランについてです。これは、都市計画法第6条の2の規定に基づき定める法定計画です。その内容には、都市計画法で3つの項目を定めることとなっており、その1つが「都市計画の目標」です。

三重県では、圏域マスタープランで明らかにした、各圏域における目標をそれぞれの都市計画区域マスタープランにおける「都市計画の目標」として定めています。この目標を踏まえて定めているのが、残り2つの法定項目、「土地利用規制の基本方針」、「主要な都市計画の決定方針」になります。

三重県においては、この都市計画区域マスタープランは、三重県都市計画基本方針に基づくものとして策定を行っており、現行都市計画区域マスタープランは、令和12年を目標年とした計画であるため、令和12年を目途に改定を行います。なお、今回の都市計画区域マスタープランの改定においては、現行計画策定時とは異なり、圏域マスタープランとしての個別策定は行わない予定ですが、第1章の都市計画の目標は、現行マスタープラン同様に、圏域ごとに共通の目標設定を行いたいと考えています。

次に三重県都市マスタープランの改定スケジュールについて説明させていただきます。現行の都市計画区域マスタープランの目標年を令和12年としていることから、令和12年を目途に新たな都市計画区域マスタープランを策定する必要があります。この都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、令和9年度からの素案作成、その後の法定手続きを経て、都市計画決定までにおおよそ4年程度の期間を要します。このため、その前段に必要となる都市計画基本方針の来年度中の策定を目指して、今年度から業務に着手しています。現在は、素案作成に向けた作業を進めているところです。

最後に、都計計画基本方針の内容の調査・審議の進め方について、事務局から提案をさせていただきます。

事務局としましては、その内容をより詳細にご審議頂くために、三重県都市計画審議会運営要綱第5条に基づき審議会審議の予備審査機関としての「小委員会の設置」を提案します。都市計画基本方針策定にあたっては、限られた期間で

定期的に調査審議を行っていただく必要がございます。また、平成29年3月に策定した現行の都市計画基本方針の策定においても、当審議会内に小委員会を設置いただき、大変有意義なご審議をいただきました。今回の都市計画基本方針の調査審議にあたりましても、5名の小委員会を設置していただき、ご審議いただけたらと考えております。説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長：浅野会長

議案の説明は以上でございますが、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

オンラインで参加の浅沼委員、富田委員はいかがでしょう。

※ 意見・質問なし

ご意見がないようですので、都市計画基本方針の内容について、今後、当審議会では調査審議し、その結果を三重県に答申することといたします。

また、事務局からの提案もございましたので、詳細な調査審議は、運営要綱第5条の規定により、審議会として小委員会を設置し、小委員会の調査審議状況を随時当審議会に報告をいただくことといたします。

小委員会の構成については、当審議会の学識委員5名として、同規定により、委員の選任は会長に一任をしていただきたと存じます。

以上につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

※ 異議なしの声

よろしいでしょうか。それでは、承認することといたします。

最後に、次回審議会の予定議案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：都市政策課 安野班長

事務局から、次回第205回審議会の予定議案について、連絡いたします。

次回の審議会は、令和8年3月24日火曜日の15時からの開催を予定しております。場所は、三重県教育文化会館5階大会議室を予定しておりますので、ご予約の程、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料11ページ「第205回三重県都市計画審議会の予定議案概要」をご覧ください。予定議案は1議案でございます。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案です。

1 番、桑名市における既設の産業廃棄物処理施設において、増設及び敷地範囲の変更に伴い、産業廃棄物処理施設となる当該施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないことを確認するものでございます。以上でございます。

なお、議案の進捗状況によっては、審議会の開催自体を見送らせていただく場合がございます。その際は改めてご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長：浅野会長

ただいまの連絡事項につきまして、ご質問等はございませんか。

※ 意見・質問なし

では、ないようですので、以上をもちまして議事を終了いたします。  
この後の進行は、事務局においてお願いします。

○事務局：都市政策担当 片田次長

浅野会長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第204回三重県都市計画審議会を終了いたします。

お車でお越しの方で、駐車券にサインが必要な場合は、受付までお申し出ください。本日は、誠にありがとうございました。